第十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、附則第八条、第九条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（政令への委任）

第十三条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（暴力行為等処罰に関する法律の一部改正）

第十四条　暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条ノ二第一項中「銃砲」の下に「若ハクロスボウ」を加える。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第十五条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「定める銃砲」の下に「、クロスボウ」を加える。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第十六条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二十二号中「銃砲等」の下に「又は刀剣類」を加え、「第三十一条の十八第一号」を「第三十一条の十八第一項」に改める。

別表第三第四十二号中「第三十一条の十一第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

内閣総理大臣　菅　義偉
法務大臣　上川　陽子

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御名御璽

令和三年六月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第七十号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律

（産業競争力強化法の一部改正）

第一条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第六条―第十四条）」を「第二章　新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進
第一節　新技術等実証及び新事業活動の促進（第五条の二―第十四条）
第二節　新技術等効果評価委員会（第十四条の二―第十四条の六）」に、「事業活動における知的財産権」を「場所の定めのない株主総会等」に改める。

第二条第二項中「であって、」の下に「第八条の四第二項に規定する認定新技術等実証計画に従って実施する新技術等実証又は」を加え、同条中第三十項を第三十一項とし、第十二項から第二十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項第一号ワ中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「新技術等実証」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一　新技術等（我が国において産業競争力を特に強化すべき事業分野に属する事業活動において用いようとする革新的な技術又は手法であって、当該事業分野において著しい新規性を有するとともに、当該事業活動で用いられることにより、高い付加価値を創出する可能性があるものをいう。以下同じ。）の実用化の可能性について行う実証であって、その実施期間及び当該実証に参加する者（当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その者を含む。以下この号、第八条の二第三項第四号及び第八条の三第三項において「参加者等」という。）の範囲を特定し、当該参加者等の同意を得ることその他当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講じて行うものであること。

二　新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合にあっては、当該新技術等を実用化するための規制の在り方を含めた課題についての分析及びその結果の検討を行うものであること。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

第二章中第六条の前に次の節名及び一条を加える。

第一節　新技術等実証及び新事業活動の促進

（基本方針）

第五条の二　政府は、新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下この条、第八条の二第四項第一号及び第九条第四項第一号において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　新技術等実証及び新事業活動の意義に関する事項

二　新技術等実証及び新事業活動の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三　第八条の二第一項に規定する新技術等実証計画及び第九条第一項に規定する新事業活動計画の認定に関する基本的な事項

四　その他新技術等実証及び新事業活動に関する重要事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

4　政府は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　政府は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

第六条第一項中「受けて」の下に「新技術等実証又は」を加え、同条第二項中「、当該求めに係る新たな規制の特例措置がその所管する法律、政令又は主務省令により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において」を削り、「必要が」を「ことが必要かつ適当で」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3　第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

4　第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置（新技術等実証に係るものに限る。）を講ずるか否かを判断するに当たっては、新技術等効果評価委員会（第十四条の二の新技術等効果評価委員会をいう。以下この節において同じ。）の意見を聴くものとする。

5　第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置（新事業活動に係るものに限る。）を講ずるか否かを判断するに当たって必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聴くことができる。